

債権者各位

ご 報 告

破産管財人 内 田 実

既にご案内のとおり、株式会社ケフィア事業振興会ほかケフィアグループ20社が破産
手続開始となり、また、関連会社のかぶちゃん農園株式会社ほか農園グループ4社について
も破産開始決定がなされ、いずれも私が破産管財人となっています（10月15日現在）。

ケフィアグループについては、債権者数が3万人を超え、沢山の方々から問い合わせをい
ただいておりますが、現在、社員の一部の協力を得ながら、

コールセンターで問い合わせに対応すること（当初は1日500件を超えました）

口座などの資金を管財人口座へ移動すること（管財人の一括管理下に置きました）

会社にきた各種の支払請求を整理すること（原則として破産開始決定前の分の請求は
お支払いできません）

決算期が違う多数の会社の決算をすること（前年度の決算しかできていませんでした）

データをアップデートし保全すること（将来の債権調査に必要となります）

といった作業を進めています。

このほか管財人団では、ケフィアグループが長野県飯田市ほかに所有するかぶちゃん村
（テーマパーク）、水晶山温泉ランド、バイオマス発電施設、ソーラー発電施設などについ
て現地調査を進めており、今後、入札などの方法で売却する予定です。

また、農園グループについては、長野県飯田市ほかに冷凍施設、倉庫、食堂、乳製品製造
施設、干し柿製造施設、賃借している畑上にある柿の木などを所有していますが、喫緊の課
題として直ちに柿の実の収穫を始める必要があります、その対応を行政機関、農協、民間業者な
どにお願いしているところです。柿の収穫と今後の生育については、南信地域の社会問題と
もなっており、管財人としても関係各位の意見を伺いながら、裁判所のご指導の下、適切に
対処するつもりです。

平成30年9月3日に破産手続開始決定を受けた4社（株式会社ケフィア事業振興会、株
式会社飯田水晶山温泉ランド、かぶちゃん九州株式会社及びかぶちゃんメガソーラー株
式会社）については破産開始決定の通知がみなさまに届いていると思いますが、破産申立時
には配当が可能となるほどの財産（破産法では財団といいます）が集められるか不明でした
ので、裁判所のご判断で、当面は債権届出を留保する「債権届出留保型」の手続きで進んで
おります。これから破産開始決定通知をお送りする他の破産会社も同様です。いずれ、配当
が可能となる程度の財団が形成された場合には、あらためて債権届出をお願いする通知を
お送りしますので、それまでお待ちいただきたいと思っております。

なお、管財人が金銭を要求することは「絶対に」ありませんので、管財人からの通知を装
った偽の通知には十分ご注意ください。

以上、現在の管財業務の状況をご報告いたしました。引き続き、手続きの円滑な進
行にご協力をお願いいたします。

以上